

# 学校いじめ防止基本方針

守谷市立大井沢小学校

## 1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

## 2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

## 3 いじめ防止対策の基本事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめは、どの学校・どの児童にも起こりうること」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
- (イ) 一人一人が認められ、相手を思いやり、お互いに支持し合うあたたかい学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感や自己肯定感を高める。
- (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (エ) 「いじめなくそう運動」など、いじめ防止に対して児童自身が主体的に取り組めるよう、児童の活動を支援する。
- (オ) いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。
- (カ) 児童保護者等がいじめ問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。

- (キ) いじめストップ絆づくりプロジェクト推進モデル学区として「あいさつ運動」「きらめきフォーラム」「いじめ防止マニュアル」等を通して、いじめを起さない学校づくりに向けた児童主体の活動を展開する。

## イ いじめの早期発見の措置

- (ア) 日常生活から問題状況を把握（行動観察）
- ・いじめが疑われる行為が見られたり、情報を聞いたりした場合は、いじめを受けていると思われる児童と面接を行い、状況を管理職まで共有する。

【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】

- (イ) いじめ調査の定期的な実施（学校生活アンケート調査）

- ・学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。

【抱え込みの禁止】

- ・その日のうちに、いじめを訴えてきた児童と面接を行い、保護者と共有する。

【早期対応】

- ・児童と面接ができなくても、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、管理職まで共有する。

【組織で対応】

- (ウ) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ①児童対象の生活アンケート（いじめを含む）調査 | 毎月第1月曜日     |
| ②保護者対象のアンケート（いじめを含む）調査  | 年1回（12月）    |
| ③教育相談を通じた児童からの聞き取り調査    | 年2回（6月・11月） |

- (エ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

- (オ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

## ウ 通信機能のあるゲーム機・携帯電話・スマートフォン等によるインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

インターネット等の通信機能を使って送信された情報の流通性、発信者の匿名性、利用の依存性等の特性を児童や保護者が理解し、通信機能のあるゲーム機や携帯電話等、インターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的実施する。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ア いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

### ＜構成員＞

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，養護教諭  
特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー，学校運営協力員

その他校長の判断により，必要に応じて人権，心理，児童福祉，社会福祉，少年犯罪，発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる

### ＜活動＞

- ①いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ②いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ③いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
- ④関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ⑤その他いじめ防止に係わること。

### ＜開催＞

月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ＜議事録＞

いじめ問題対策委員会の議事録を作成し，全職員で共有する。いじめ報告と共に教育委員会指導室に提出する。

### イ 関係機関等との連携

#### （ア）保護者

学校は，児童の状況を的確に把握するため，日頃より保護者と密接に連絡を取り合う。

#### （イ）地域

学校は，校外における児童の状況を的確に把握するため，民生委員・児童委員，防犯連絡員や地域住民等と連絡を取り合う。塾や社会教育関係団体等の学校以外の団体とも必要に応じて連絡を取り合う。

### （3）いじめ発生時の措置

- ア いじめに係る相談を受けたり，いじめ行為の疑いがある場合は，いじめられている児童や保護者の立場に立って，すみやかに詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任が一人で抱え込むことがないように，「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し，学校全体で組織的に対応する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合には，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う措置を講ずる。
- オ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように，いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- カ いじめた児童に対しては，行為の善悪をしっかりと理解させ，深い反省や謝罪の気持ちをもたせ，今後の生活に生かすよう指導する。

- キ 当該いじめに関係する保護者（加害・被害）、関係団体（塾・社会教育団体）と連携して、適切な対応を行う。必要に応じて、民生委員・児童委員，防犯連絡員等の地域住民等と連絡を取り合い，協力を得ながら対応する。
- ク 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては，教育委員会及び所轄の警察署等と連携し，適切に対処する。
- ケ いじめ解消には，対応指導後，概ね3ヶ月が必要であることを再認識し，いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続する。
- コ いじめ解消は，児童本人が心身の苦痛を感じていないことを「児童」と「保護者」に面接等で確認する。
- サ 「コ」の対応を受け，いじめ対策委員会で「解消」と判断する。

#### （４）重大事態発生時の対処

児童が自殺を企図したり，精神性の疾患を発生したりするなど，生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合，児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，すみやかに次の対処を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- ア 重大事態が発生した旨を，守谷市教育委員会に直ちに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上，当該事案に対処するため，弁護士，精神科医，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他，第三者からなる組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際，個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。

#### （５）記録及び保存について

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は，5年間保存する。

#### （６）学校内外の相談機関等の周知

学校，学年便り，生徒指導便り等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。

- H 2 9， 3 国のガイドライン改定に伴う見直し・・・・・・・・・・平成29年8月31日  
 <いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（2017，3）>平成29年9月1日より施行
- H 3 0． 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン再確認に伴ういじめ認知及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し  
 ・・・・・・・・平成30年6月30日(平成30年7月2日より施行)  
 <不登校重大事態に係る調査の指針（2016．3）>  
 <いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（2017．3）>